

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会
ボランティア団体等助成金交付規程

(総則)

第1条 ボランティア団体及び当事者団体への社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が交付する助成金については、この規程に定めるところとする。

(目的)

第2条 宮古島市におけるボランティア活動及び地域福祉活動の振興を図り、宮古島市のボランティア活動及び当事者団体活動のスキルアップを目指すとともに会員相互の連携強化を図るために、ボランティア活動を目的とする団体及び当事者等（以下「団体」という）に対して助成金を交付することができる。

2 助成金を交付する団体は、本会に登録されている団体とする。

(助成金)

第3条 助成金は団体に本会の予算の範囲内において、助成金交付委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、会長がそのつど決定する。

2 助成金は、1団体10万円以内とする。

(助成金の申請)

第4条 この規定に基づいて助成金の交付を受けようとする者は、様式第1号助成金交付申請書に事業計画（様式第1-1号）及び、予算書（様式第1-2号）を添えて本会へ提出しなければならない。

2 申請書は当該年度が開始される前日までに申請書を提出しなければならない。

(使途変更等)

第5条 助成金の交付を受けた団体が、助成金の使途変更又は、事業の遂行が困難となった場合、その事由及び事業の遂行状況を記入した書類（様式第2号）を、遅滞なく本会に提出してその指示を受けなければならない。

(使途報告)

第6条 助成金を受けた者は、当該年度完了後2ヶ月以内に様式第3号、様式第3-1号、様式第3-2号により活動実績報告書を提出しなければならない。

(監査の実施)

第7条 本会は助成金を交付した団体に対して監査を行うことができる。

(委員会)

第8条 委員会の委員は本会の会長、副会長、事務局長及び支所長で構成する。

2 委員会は委員の過半数が参加しなければこれを開催することができない。

3 委員会の決議は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 委員会は年1回これを開催する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。